

警報発令時の措置について

大雨・暴風雨・洪水等の警報発令時には、児童の安全確保のため、下記のように措置をいたします。よくご確認いただき、対処をよろしくお願いいたします。この文書は、いつでも見ることができるようお願いいたします。

記

1 大雨・暴風雨・洪水などの警報発令の場合

- | | | |
|--|---|---|
| <p>① 登校時（午前7時現在）
明石市に「暴風」「大雨」
「洪水」のいずれかの
警報が発令中の場合</p> <p>※ ただし暴風・大雨・洪水の警報が
「播磨南東部」に発令されていて
「明石市」には発令されていない時</p> | → | <p>児童は自宅待機です。
学校からの連絡は
しません。</p> <p>午前7時に学校で判断し、
「自宅待機」か「登校」か、
連絡をします。</p> |
| <p>② 午前9時までに
警報が解除された場合</p> | → | <p>登校の指示を
連絡します。</p> |
| <p>③ 午前9時現在
警報発令中の場合</p> | → | <p>臨時休業とします。</p> |
| <p>④ 始業時刻以降(児童が登校後)
警報が発令された場合</p> | → | <p>諸般の状況を考慮の上、
適切な措置をとります。
<u>通常の下校時刻より</u>
<u>早く下校させる場合は</u>
<u>学校から家庭へ連絡し、</u>
<u>一斉下校を行います。</u>
<u>その際は、各地区まで</u>
<u>教師が引率します。</u></p> |

※ 自宅待機、臨時休業となるのは、「明石市」に「暴風」「大雨」「洪水」の警報が発令されたときのみです。

→NHK、サンTV、気象庁ホームページなどで確認下さい。

※ 学校からご家庭への連絡は、すぐメールを基本としています。

非常・緊急時に、確実に連絡がつくようにご配慮下さい。

すぐメールに登録ができない場合は、担任までご連絡ください。

※ 学校への電話での問い合わせは、ご遠慮下さい。

緊急連絡などの学校業務に支障が出ます。

※ 非常時(急病・災害等)に「つながる緊急連絡先」や、ご家族が不在の場合に
「どう対応したらいいのか」など、児童とよく話し合っておいてください。

2 地震が発生した場合

- ① 震度5以上を目安として、安全確保のため、保護者の方に児童を迎えに来ていただきます。その際は、学校から連絡をします。
- ② 地震発生直後は、テレビ・ラジオ・防災放送等で確認願います。